

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■ 保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【一人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■ 令和3年度の年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	保険料額	前年度比
80万円	7割	15,600円	増減なし
168万円	7割	32,000円	3,900円増
196.5万円	5割	73,700円	増減なし
220万円	2割	115,200円	増減なし

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金年収が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区 分	均等割 軽減	保険料額	前年度比
80万円	夫	7割	15,600円	増減なし
	妻		15,600円	
168万円	夫	7割	32,000円	3,900円増
	妻		15,600円	3,900円増
225万円	夫	5割	105,000円	増減なし
	妻		26,000円	
272万円	夫	2割	172,300円	増減なし
	妻		41,600円	

令和3年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

【お問い合わせ先】

北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

日高町役場 住民生活課 保険医療グループ 電話 01456-2-6182

日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

6月は食育月間です～「食べること」を考えてみよう！

「食育」とは？

- 様々な体験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力をつけ、良い食生活を実践することができる人を育てることを言います。
- 毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。

朝食をきちんと食べましょう

- 脳へエネルギーが補充され、集中力や記憶力がアップします。
- 胃腸を目覚めさせるスイッチが入り快便につながります。
- 空腹による間食や昼食のドカ食い防止にもなり、肥満予防につながります。

食べることは生きること

- 感染症対策をしたうえで家族や友人と一緒に食事をし、「食べる楽しさ」を実感。
- 家庭菜園など食べるために作物を育てることで、「食べ物の大切さ」「季節の食材を味わうこと」を実感。
- 食事のあいさつやマナーを大事にすることで、「食べ物・食べることに感謝」を実感。

普段の「食事」・「食べること」を見直す機会にして、栄養面を含め、食事の大切さを実感しましょう！

【お問い合わせ先】 日高町役場 子育て健康課 健康増進グループ 電話 01456-2-6571